

意見書(案)

災害の被害認定基準の見直しを求める意見書

本県では、県の北部を中心に連続して発生した線状降水帯により、令和6年7月25日から26日にかけて記録的な大雨に見舞われ、土砂崩れや道路の崩落、河川の氾濫が各地で発生し、住家の全壊・半壊や床上・床下浸水は合わせて1,642棟に上るなど、自然災害として過去最大の甚大な被害となった。

本県においては、激甚災害の指定等を受け、関係市町村等と連携し、災害からの復旧及び復興並びに被災者の生活再建支援に全力で取り組んでおり、市町村では、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、浸水による住家の被害認定を行ったところである。

この被害認定によれば、特別豪雪地帯に指定されている市町村で普及している1階部分が鉄筋コンクリート造の3階建て住家（高床式住宅）において、1階部分に設置した、冬期の日常生活を送る上で必要不可欠な暖房や給湯のためのボイラー、家財の全損等により、多額の経済的被害が発生しているにも関わらず、1階部分への浸水は床下浸水であるとして、準半壊に至らない「一部損壊」とせざるを得ない事例が発生している。このことは、被災者生活再建支援法に基づく支援や災害救助法に基づく住宅の応急修理等において、支援の対象外とみなされるなどの不利益につながっており、被災者の生活再建に多大な影響を及ぼしている。

よって、国においては、被災者の生活の安定及び住居の再建を迅速に進めるために、それぞれの地域特有の事情も考慮した被害の認定が可能となるよう、被害認定基準の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あて
財 務 大 臣
内閣府特命担当大臣（防災）
内 閣 官 房 長 官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和7年3月18日

提 出 者 山形県議会総務常任委員長 五十嵐 智 洋

意見書(案)

日米地位協定の見直しを求める意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定により、長年にわたり米軍が駐留を続けている。米軍基地の周辺では、航空機の騒音・振動、演習に伴う自然環境の破壊、米軍人等による事件・事故など、基地に起因する諸問題の発生により、住民の生活に多大な影響が生じてきた。また、我が国の首都上空の一部が米軍の管制下にあることで、民間航空機の運航にも影響が生じているが、日米地位協定により、在日米軍等には原則として日本の国内法が適用されないなど、我が国の主権行使は制約されている。

一方、我が国同様に米軍が駐留するドイツ、イタリア等においては、それぞれの国内法が原則として米軍に適用されているところである。

よって、国においては、米軍の基地に起因する諸問題から国民の生命・財産と基本的人権を守るため、米軍への国内法の原則適用等を内容とする日米地位協定の見直しを早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
外務大臣
防衛大臣

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和7年3月18日

提出者 山形県議会総務常任委員長 五十嵐 智 洋

意見書(案)

看護、介護及び障害福祉サービス従事者の更なる処遇改善を求める意見書

国は、看護、介護及び障害福祉サービスなど、人々の命を守り社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比し、他産業よりも賃金水準が低い状況にあるとして、令和6年度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定において、賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「介護職員等処遇改善加算」を盛り込んだ。また、令和6年度補正予算により、賃金の改善や職場環境の改善に必要な費用を補助する緊急支援措置が講じられた。本県においても、処遇改善加算がより多くの事業所で活用されるよう支援を実施するとともに、国の緊急支援に対応するために必要な予算を措置したところである。

しかしながら、民間企業全体で高水準の賃上げが進む中、看護、介護及び障害福祉分野における人材の確保及び定着を図り、サービスの質及び安定した提供体制を維持していくためには、他産業の水準を上回る賃上げや更なる職場環境の改善など、より一層の処遇改善に取り組む必要がある。

よって、国においては、令和6年度の報酬改定による効果や影響についての検証を踏まえ、地方の現場の声を十分に反映し、報酬の抜本的な引上げを始めとする実効力のある施策を早急に講ずるなど、看護、介護及び障害福祉サービス従事者が希望をもってその職責を担えるよう、更なる処遇改善策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和7年3月18日

提 出 者 山形県議会厚生環境常任委員長 遠 藤 和 典

意見書(案)

令和6年7月25日からの大雨による農業被害に対する支援の充実強化を求める意見書

本県では、令和6年7月25日から26日にかけて記録的な大雨に見舞われ、県北部を中心に連続して発生した線状降水帯は、本県の風水害として過去最大の甚大な被害をもたらした。

特に、本県の基盤産業である農業においては、農作物の浸水・冠水、農業施設・農業用機械の浸水、農地の流出、農地・園地への流木や土砂の流入などが発生し、本県農林水産業の被害は県内33市町村に及び、被害額は332億円に上っている。

本県においては、関係市町村等と連携し、応急対策、災害復旧に全力で取り組んでいるところであるが、この度の大雨では多数の農地・農業施設が被災したため、次期作付けまでに復旧が間に合わず、作付け面積が縮小し、翌年の大幅な収入減少が見込まれている。さらには、既存の収入保険制度において、昨今の米価の上昇により基準収入を下回らず、被災により失われた収入について、補償に至らないケースが多発している状況である。

近年の異常気象による度重なる被害に加え、ウクライナ情勢や円安の影響等による肥料や飼料等の農業生産資材の高騰により、本県の生産現場や事業者の間では事業継続の断念や意欲減退の声が広がっているが、これは、農業を取り巻く全国的な課題であり、本県の基盤産業である農業の衰退も懸念されるところである。

よって、国においては、被害を受けた農業者が希望を持って営農を継続し、一日も早い経営再建を実現するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 被害を受けた農業者の再生産や経営再建に向けた意欲を減退させることのないよう、農地の災害復旧が間に合わないことによる次期作付けの減少に対し、新たな支援策を講じること。
- 2 被害を受けた農業者に対して、災害による逸失利益への補填がなされるなどの新しい保険や制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 াতে
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和7年3月18日

提出者 山形県議会農林水産常任委員長 梅 津 庸 成

意見書(案)

地域公共交通の維持・充実のための支援の拡充を求める意見書

バスやタクシー、鉄道などの地域公共交通は、地域住民の日常生活における移動や、地域の観光を支える重要な社会インフラであることから、国においては地域公共交通を維持するための支援制度を設けている。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行に加え、地域公共交通を担う運転手不足や燃料費高騰等に伴い、民間事業者による運送サービスの利便性が低下し、また提供の継続が困難となる地域の増加が懸念される。本県では、地域公共交通の空白地域を含め、移動手段を必要とする住民のための地域公共交通を多くの市町村が担っている。DX化対応等の利便性向上にも取り組んでいるが、国の財政支援を受けてもなお多額の財政負担が生じ、財政基盤が脆弱な本県市町村にとってその運営は、大変厳しいものとなっており、地域公共交通の維持が危ぶまれる状況にある。

また、本県と新潟県を結ぶJR米坂線は令和4年8月の豪雨災害により、本県と宮城県を結ぶJR陸羽東線は令和6年7月の豪雨災害により、それぞれ運行不能状態が続き、経済活動や沿線地域の住民生活に重大な支障をきたしている。特に、JR米坂線については、復旧に多額の費用を要すると見込まれ、未だ再開が見通せない状況となっている。

地域公共交通は、特に高齢者や学生のような、自家用自動車を運転できない住民が自立した日常生活を送るために不可欠であり、また観光による交流人口の拡大など地域活性化に向けても重要なインフラであるため、将来にわたって維持されることが強く求められている。

よって、国においては、地域公共交通の維持・充実のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 生活交通バス路線の運行費及び老朽化した車両の更新費に対する補助等に係る予算を拡充するとともに、地域の実情を踏まえた乗用タクシーの活用など、地域公共交通の確保・維持、利便性・生産性の向上等の取組みに対する支援を充実すること。
- 2 災害により運行不能となった鉄道について、復旧費用の補助率の嵩上げや、復旧後の運営面への支援制度の創設、復旧費用を地方が負担する場合の地方債の適用など、財政基盤が脆弱な地方の切捨てにつながらないよう、財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	あて
財務大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和7年3月18日

提出者 山形県議会交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員長
渋谷 佳寿美

意見書(案)

女性活躍の推進に向けた施策の充実強化を求める意見書

少子高齢化を伴う人口減少が進行する中で、産業や地域活動など、様々な分野で社会の活力を維持していくため、最大の潜在力である女性とその力を発揮していくことが重要となっている。

こうした中、国は、第5次男女共同参画基本計画において、あらゆる分野における女性の参画拡大を掲げ、女性の活躍に向けた取組みを推進しているところである。

本県においても、女性の就労者の定着と活躍する場の拡大に向けた取組みはもとより、地域における女性の活躍を促進するための取組みなど、幅広い分野にわたって、国の地域女性活躍推進交付金も活用しながら取組みを進めているところである。

しかしながら、女性の就労者は、非正規雇用の割合が高く、賃金における男女間の格差が大きいほか、管理職に占める女性の割合も2割未満にとどまるなど、多くの女性が自らの個性と能力を十分に発揮し、活躍しているとは言い難いことから、「えるぼし認定」等の企業認定制度の普及拡大等により、女性が活躍できる就業環境の整備を促進していく必要がある。

また、女性の活躍に向けた地方の主体的な取組みを加速するためには、その財源となる地域女性活躍推進交付金予算の充実とともに、採択要件の緩和や対象経費の拡大など、地域の実情に即した制度への運用改善を図ることも重要である。

よって、国においては、女性活躍の推進に向けた施策の充実強化を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「えるぼし認定」及び「くるみん認定」に係る認知度向上、インセンティブ拡充、認定取得支援等により認定企業の更なる拡大を図るなど、女性が活躍できる就業環境の整備を一層促進するための施策を充実させること。
- 2 地域女性活躍推進交付金について、十分な予算額を確保すること。また、新規事業のみならず、複数年の継続事業やハード整備も対象とするなど、柔軟で利用しやすい制度運用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)
女性活躍担当大臣

あて

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和7年3月18日

提 出 者 山形県議会こども支援・女性若者活躍対策特別委員長
青 木 彰 榮